

漁業試験船「青鵬丸」の売買契約書（案）

売主 青森県黒石市田中 8 2－9
地方独立行政法人青森県産業技術センター

買主

上記当事者間において、漁業試験船「青鵬丸」の売買のため、次のとおり契約を締結した。

（売買物件）

第 1 条 売主は、所有する次に掲げる船舶（以下「売買物件」という。）を買主に売り渡し、買主は、これを買受けた。

種類及び名称	船籍港	船質	総トン数
汽船 青鵬丸	鯨ヶ沢町	鋼	6 5

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（契約保証金）

第 3 条 買主は、契約保証金として金 円を売主に納付した。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、買主が売買代金（遅延利息を含む。以下同じ。）を完納した後、買主の請求により還付するものとする。ただし、売買代金が完納となる場合は、買主の申出により、契約保証金を売買代金に充当することができる。

（売買代金の納付等）

第 4 条 買主は、売買代金を売主の発する納入通知書により、納入期限までに売主に納付するものとする。

2 買主は、前項の期限までに売買代金を納付しなかった場合は、当該期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金（既納額を控除した額）につき年 3. 0 パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として売主に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨ててのものとする。

（所有権の移転時期等）

第 5 条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（遅延利息を含む。）を完納した時、買主に移転するものとする。

2 売主は、売買物件の所有権が移転した日から 3 日以内に売買物件を買主に引き渡し、買

主は、その受領書を売主に提出するものとする。

(所有権の移転登記)

第6条 売買物件の所有権の移転登記は、前条第2項の規定による引渡しが完了した後、買主の請求により売主が囑託するものとする。この場合において、登記に要する費用は、買主の負担とする。

(かし担保責任)

第7条 買主は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができないものとする。

(危険負担)

第8条 売買物件がその所有権の移転の時から引渡しの時まで、売主の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その滅失又はき損による損害は、買主の負担とする。

(売買物件の移転等)

第9条 買主は、売買物件を引渡し後すみやかに他に移転しなければならない。

(契約の解除)

第10条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(契約保証金の帰属)

第11条 売主が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第3条の契約保証金は、売主に帰属するものとする。

(損害賠償)

第12条 売主は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として買主から徴収する。

(返還金等)

第13条 売主は、第10条に定める解除権を行使したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売主は、解除権を行使したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。

3 売主は、解除権を行使したときは、買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(売買物件の返還等)

第14条 買主は、売主が第10条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。また、買主の責に帰すべき事由により売主に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。

3 買主は、第1項に定めるところにより売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、売主と買主とが協議して定めるものとする。

第16条 受注者は別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

第17条 受注者は別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、売主及び買主が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

売主 地方独立行政法人
青森県産業技術センター
理事長 成田 澄人

買主

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 買主は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 売主は、買主（第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、買主又はその支配人（買主が法人の場合にあっては、買主又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 買主は、買主及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者の事務所内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記載された資料を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第 9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第 10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成 10 年 12 月青森県条例第 57 号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第 11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第 12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、委託者の指示に従うものとする。